

愛川町有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源の強化のために愛川町（以下「町」という。）が管理するものに掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 町は、町が管理するもののうち、広告媒体として利用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (6) 青少年の健全育成に反するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 商品先物取引に関するもの
- (9) その他広告として掲載することが適当でないと認められるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、枠数、掲載料等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、原則として広報あいかわ又は町のホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載希望者（以下「申込者」という。）は、広告媒体ごとに別に定める広告掲載の申込書に次に掲げる書類を添えて、別に定める申込期日までに町長に申し込むものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の原稿（案）又は広告物
- (2) 会社案内、パンフレット等（事業内容、社歴等が分かるもの）
- (3) その他広告媒体ごとに別に定めるもの

2 申込者のうち、本町に納税義務を有する者は、納期限の到来した町税を完納していなければならない。

(広告掲載の決定)

第 7 条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該広告の掲載の諾否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の諾否を決定したときは、その結果を広告媒体ごとに別に定める広告掲載の決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3 申込者が広告媒体ごとに定める枠数を超えた場合における優先順位は、次の各号の順序とする。この場合において、同順位に複数の申込者がある場合は、抽選により順位を決定する。

(1) 公益法人及びこれらに類するもの

(2) 町内に事業所等を有するもの

(3) 県内に事業所等を有するもの

(4) 前 3 号に該当しないもの

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、前条第 2 項の規定による広告掲載の決定後、町長が指定する期日までに、当該広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 9 条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の還付以外の責を負わない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告媒体ごとに別に定める広告掲載料の還付請求書を町長に提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条第 2 項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに別に定める事項に反したとき。

(3) その他広告掲載が適当でないとして認められたとき。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する全ての責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。